

令和6年度補正・令和7年度当初・令和7年度補正  
新基本計画実装・農業構造転換支援事業

(うち共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化)

Q & A

(未定稿)

(令和8年2月現在)

※ 令和7年9月公表以降に変更した箇所について、赤字としています。

※ 事業の要件、補助率、対象者等については、国の最低限の基準を占めるものであり、事業メニューによっては、都道府県において要件が定められる場合があること、また、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

## 1 事業内容について（P. 7）

### 【概要】

- （問 1－1）新基本計画実装・農業構造転換支援事業を実施する趣旨いかん。
- （問 1－2）新基本計画実装・農業構造転換支援事業の内容いかん。
- （問 1－3）本事業における「再編集約」の考え方いかん。
- （問 1－4）本事業における「合理化」の考え方いかん。
- （問 1－5）本事業における「既存の共同利用施設」の考え方いかん。
- （問 1－6）本事業における「廃棄等」の考え方いかん。
- （問 1－7）本事業における「施設の廃止」の考え方いかん。
- （問 1－8）本事業における「施設数の減少」の考え方いかん。
- （問 1－9）本事業における「施設」の範囲の考え方いかん。（どこまでを一体的な施設と見ることができるのか。）

### 【補助対象】

- （問 1－10）既存の共同利用施設について、建物は耐用年数が残っているが、内部設備は耐用年数を過ぎていても本事業の対象か。
- （問 1－11）既存施設を「移設」する際の補助対象経費いかん。
- （問 1－12）既存施設を「改修」する際の補助対象経費いかん。

### <参考：建屋（中古施設）の改修等>

- （問 1－13）「同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の取得の方が経済的に優れていること」は、どのように判断すれば良いか。
- （問 1－14）事業費の範囲内であれば中古施設（土地は含まない。）の取得を伴わない改修等でも良いか。
- （問 1－15）成果目標の達成に必要となる既存施設の新用途への改修の助成を受けるに当たっては、どのような条件を満たす必要があるのか。
- （問 1－16）既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地はどこまでが補助対象か。
- （問 1－17）外構の撤去費はどこまでを対象とするか。
- （問 1－18）再編集約・合理化を行う場合に、現在所有していない共同利用施設を既存施設と見なして事業を実施することはできるのか。
- （問 1－19）取組主体が現在所有していない共同利用施設について、整備や廃棄等を補助対象とすることはできるのか。
- （問 1－20）取組主体の構成員（組合員）が施設を所有している場合において、その施設を既存施設と見なして施設数をカウントすることは可能か。
- （問 1－21）既存施設について、再編集約後に主となる施設としての機能を廃止するが、その既存施設の一部の機能を残す場合、廃棄等の経費が対象となるか（乾燥調製施設を荷受施設として残す場合等を想定）。
- （問 1－22）自然災害により一時的に稼働を休止している施設を既存施設と見なすことはできるか。

(問 1-23) 新設する施設の建設予定地に存在している建造物の撤去費は補助対象となるか。

(問 1-24) 米粉用米、飼料用米やWCS用の施設を整備することは可能か。

#### 【事業費】

(問 1-25) 総事業費の要件いかん。

(問 1-26) なぜ、原則として事業費5千万円以上の施設を対象とするのか。また、複数年度にわたって事業を実施する場合、毎年度の事業費が5千万円以上必要なのか。

(問 1-27) 入札の結果、事業費が5千万円未満となった場合、改めて都道府県知事の判断が必要となるのか。

#### 【取組主体】

(問 1-28) 「その他農業者の組織する団体」とはどういった団体か。

(問 1-29) 複数の事業者が一つの取組実施計画で事業を実施する場合、どのような取組主体として申請すればよいか。

(問 1-30) 民間事業者は本事業の取組主体となることはできるのか。

#### 【受益農業従事者】

(問 1-31) 受益農業従事者の要件いかん。

(問 1-32) 受益農業従事者の定義いかん。

(問 1-33) 年間150日以上従事の考え方として、一日当たりの時間に規定はあるか。

(問 1-34) 受益農業従事者に受益者の家族(配偶者や両親等)も含めることができるか。

(問 1-35) 雇用契約を取り交わさない株式会社の役員は、受益農業従事者に含めることができるか。また、労働日数はどのような方法で確認すべきか。

(問 1-36) 受益農業従事者は、取組主体の構成員(従業員を含む。)をいうのか。

(問 1-37) 受益農業従事者は、いつの時点で5名以上いる必要があるのか。

(問 1-38) 受益農業従事者と受益者の違いいかん。

#### 【事業実施期間】

(問 1-39) 取組の実施期間の内容いかん。

(問 1-40) 1年度目は実施設計のみでも認められるのか。

#### 【補助率】

(問 1-41) 補助率の内容いかん。

#### 【上限事業費】

(問 1-42) 上限事業費の算定対象経費いかん。

(問 1-43) 上限事業費の規定がある品目とない品目を取り扱う施設の算定方法いかん。

(問 1-44) 上限事業費の計画処理量とは原料重か製品重のどちらのことか。

(問 1-45) 低コスト耐候性ハウス等の上限事業費はどこまでが対象か。内部設備も含むのか。

(問 1-46) 複数施設(育苗施設、集出荷貯蔵施設、高度環境制御栽培施設等)を一つの

取組計画として整備する場合の考え方いかん。

### 【施設基準】

- (問 1-47) 再編集約の取組において、複数の異なる施設を一つの取組実施計画とする場合、要件は施設毎に満たす必要があるか。
- (問 1-48) 物流合理化施設において、平置き倉庫は対象としないとされているが、どのような施設が対象となるのか。
- (問 1-49) 穀類乾燥調製貯蔵施設及び集出荷貯蔵施設のうち、ストックセンターとは何か。
- (問 1-50) 育苗施設と種子種苗生産関連施設との違いいかん。
- (問 1-51) 生産技術高度化施設の補助対象基準に、「電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設」とあるが、具体的にどのような施設を整備できるのか。
- (問 1-52) 園芸用ハウスを整備する場合の化石燃料の考え方いかん。
- (問 1-53) 施設園芸における高度環境制御栽培施設と高度技術導入施設の違いは何か。
- (問 1-54) 低コスト耐候性ハウス等が具備すべき耐風速として、「50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合には当該風速とすることができる」とあるが、ここで言う「妥当」とはどのように判断するのか。また、過去の風速から確率計算により風速を決定することも可能か。
- (問 1-55) 木造の低コスト耐候性ハウスの整備は支援対象となるか。

### 【面積関係】

- (問 1-56) 面積要件の内容いかん。
- (問 1-57) 面積要件は実面積か延べ面積か。
- (問 1-58) 面積要件はいつの時点で満たしている必要があるのか。
- (問 1-59) 事業実施期間中に面積要件を満たさなくなった場合の対応いかん。
- (問 1-60) 受益面積と事業対象作物の作付（栽培）面積は同じ意味か。
- (問 1-61) 受益地と受益地区の違いいかん。
- (問 1-62) 「主たる受益地は、原則として、農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区とする」とあるが、集出荷貯蔵施設等を整備する場合の受益地の考え方いかん。
- (問 1-63) 「主たる」とはどのくらいか。
- (問 1-64) 受益地は複数県にまたがってもよいか。また、離れていてもよいか。
- (問 1-65) 複数地区にまたがって事業を実施する場合、中山間地域等であるかの判断方法いかん。
- (問 1-66) 種子種苗を対象とする施設を整備する場合の面積要件について、受益の範囲はどのように考えればよいか。
- (問 1-67) 複数作物を対象とした施設整備を行う場合、作物毎に面積要件を満たす必要があるのか。例えば、タマネギ、ニンジン、ダイコンを対象とする農産物処理加工施設を整備する場合、それぞれが概ね 10 ヘクタール（露地野菜）を満たす必要があるのか。
- (問 1-68) 規格外品を集めて加工する施設を整備する場合の受益地の考え方いかん。
- (問 1-69) ばれいしょ及びかんしょの中山間地域等の要件について、「付加価値を高め

ること等により新たな需要が見込まれる場合」とはどのようなものか。また、それらを証明するための根拠資料はどういったものか。

## 2 配分基準・成果目標 (P. 25)

### 【成果目標】

- (問2-1) 再編集約の取組を行う場合、どの成果目標を選択すればよいのか。
- (問2-2) 合理化の取組を行う場合、どの成果目標を選択すればよいのか。
- (問2-3) 「達成すべき成果目標」は0ポイントでもよいのか。
- (問2-4) 「成果目標に対する現況値ポイント」は0ポイントでもよいのか。
- (問2-5) ポイント算定に当たって算出する数値は切り捨てか切り上げか。
- (問2-6) 要望調査時、事業実施前年度の実績値が確定していない場合、現状値は事業実施前々年度の実績値を使用して問題ないか。
- (問2-7) 現状値が気象災害等により異常値となる場合は、どの時点を現状値とすべきか。
- (問2-8) 「事業開始年前年(前7中5年)」の意味いかん。
- (問2-9) 主要な作物の考え方いかん。
- (問2-10) 種子種苗生産関連施設における成果目標の考え方いかん。
- (問2-11) スtockセンターを整備する場合の成果目標の選択方法いかん。
- (問2-12) 利用率の算出方法いかん。
- (問2-13) 契約栽培の定義いかん。
- (問2-14) 本事業の目標における労働時間の算出方法いかん。
- (問2-15) 共通メニューを選択する際の留意点いかん。

### 【加算ポイント】

#### ★既存施設の耐用年数の経過期間に応じた加算ポイント

- (問2-16) 内部施設の改修のみを実施する場合の耐用年数の考え方いかん。
- (問2-17) 複数の既存施設がある場合、耐用年数が経過してからの期間が一番長い施設の年数を加算対象としてもよいのか。

#### ★再編集約化加算ポイント

- (問2-18) 自己資金等で廃止する既存施設についても、施設数の減少とカウントできるか。

#### ★都道府県加算ポイント

- (問2-19) 同一の取組主体に最大何ポイント加算できるのか。
- (問2-20) 加算した取組実施計画が不採択となった場合、追加要望調査での取扱いはどのようなものか。

#### ★将来像が明確化された地域計画加算ポイント

- (問2-21) 将来像が明確化された地域計画はいつまでに策定されていけばよいのか。
- (問2-22) 市町村の中で地域計画の策定地区が複数ある場合の考え方いかん。

## ★食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント

- (問 2-23) 食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント（みどりの食料システム戦略の推進加算ポイント、スマート農業技術の活用の推進加算ポイント、**輸出事業計画、食料システム法の安定取引計画**）は、当該計画をいつまでに認定されている必要があるのか。
- (問 2-24) 複数品目を取り扱う施設整備の場合、品目毎に特定環境負荷低減事業活動実施計画、環境負荷低減事業活動実施計画、生産方式革新実施計画、**輸出事業計画、食料システム法の安定取引計画**の要件を満たす必要があるか。
- (問 2-25) 取組主体（JA や食品事業者等）が生産方式革新実施計画の認定を受けていなくても、受益者が認定を受けていれば加算ポイントの対象となるか。また、今回整備する施設等を生産方式革新実施計画に記載する必要はあるのか。
- (問 2-26) ポイント加算に当たって、本事業で整備する施設や品目と、受益者が認定を受けている生産方式革新実施計画は一致している必要があるのか。

## 3 再編集約・合理化計画（P. 32）

- (問 3-1) 再編集約・合理化計画いかん。
- (問 3-2) 再編集約・合理化計画はどのように立てるのか。
- (問 3-3) 土地利用型作物や畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花きの施設を1つの再編集約・合理化計画として作成しても良いか。
- (問 3-4) 再編集約・合理化計画における概略図はどのようなものを作成すればよいか。

## 4 修繕・更新に係る積立計画（P. 34）

- (問 4-1) 修繕・更新に係る積立計画いかん。
- (問 4-2) 修繕・更新に係る積立計画の審査の基準いかん。
- (問 4-3) 修繕・更新に係る積立計画について、経常的に必要となるメンテナンス経費とはどのようなものか。
- (問 4-4) 修繕・更新に係る積立計画について、将来的な受益者・受益面積等の妥当性はどのように判断するのか。
- (問 4-5) 修繕・更新に係る積立計画の対象と期間いかん。
- (問 4-6) 修繕・更新に係る積立計画の中で、更新の費用を借入金でまかなうことは可能か。
- (問 4-7) 計画通りに積立金を積み立てられなかった場合、ペナルティはあるのか。
- (問 4-8) 整備する施設に限定した積立計画ではなく、JA 等組織全体の収支で修繕・更新に係る積立計画を策定することは可能か。

## 5 再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）（P. 37）

- (問 5-1) 再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）とは何か。
- (問 5-2) 再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）の補助率と補助上限いかん。
- (問 5-3) **再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）を要望するに当たって、成果目標やその他要件はあるのか。**

- (問5-4) 継続案件のうち、2年目以降から再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）のメニューを活用することは可能か。
- (問5-5) 共同利用施設の再編集約・合理化のメニューと、要望調査の時期をずらして要望することは可能か。
- (問5-6) 再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）に関して妥当性協議は必要か。
- (問5-7) 都道府県が取組主体の場合、都道府県が再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）を活用することは可能か。
- (問5-8) 市町村が取組主体の場合、市町村が再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）を活用することは可能か。
- (問5-9) 複数の市町村が再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）を実施する方法いかに。

## 6 その他 (P.39)

### 【土地利用型作物】

- (問6-1) 農業法人等が、過去にJAが整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、本補助金を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。
- (問6-2) 「強い農業づくり総合支援交付金等における穀類の乾燥調製貯蔵施設等の再編利用に伴う複数施設の一体的整備の基本的な考え方等について」の通知は本事業にも適用されるのか。

## 7 評価関係 (P.41)

- (問7-1) 達成状況の考え方いかに。
- (問7-2) 事業評価において、途中年度で目標達成したものの、目標年度において未達成であった場合、目標達成となるか。
- (問7-3) 評価報告において、未達成の取組主体に対する対応いかに。
- (問7-4) 改善措置の対象となる取組主体の考え方いかに。
- (問7-5) 「事業において導入した施設が当初の取組実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない」とはどういった場合か。
- (問7-6) 厳格な審査とは何か。
- (問7-7) 厳格な審査が適用されるのはどのような場合か。
- (問7-8) 過去の事業とはどこまで遡ってみる必要があるのか。
- (問7-9) 過去の成果目標が未達成の案件は例外なく新たな事業申請ができないということか。
- (問7-10) 成果目標の達成が確実と見込めるとはどのように判断するのか。
- (問7-11) 同一地区の考え方いかに。
- (問7-12) 「同一品目」について、水稻の場合、主食用、種子用、飼料用（新規需要米）は同一品目とみなされるか。

## 8 事務手続き (P.45)

- (問8-1) 事業着手は、入札公告開始日又は入札日、契約日のいずれかになるのか。
- (問8-2) 複数年度で事業を実施する場合、業者選定に係る入札を一括で実施してもよ

いか。

- (問 8-3) 複数年度で事業を実施する場合、複数年度分の一括契約は可能か。
- (問 8-4) 本補助金について、交付決定前に着手ができるのか。
- (問 8-5) 既存施設の財産処分は、いつまでに財産処分を申請している必要があるか。
- (問 8-6) 100%同一資本に属するグループ会社が入札に参加する場合、利益相当分を含んだ額で入札するのか、あらかじめ利益相当分を除いた額で入札するのか。
- (問 8-7) 取組主体は整備した施設をいつから使用できるのか。
- (問 8-8) 複数年度で事業を実施する場合、実施年度の事業が完了していなければ、次年度の継続事業を要望できないのか。
- (問 8-9) 複数年度で事業を実施する場合、初年度の事業が年度中に終了した場合、次年度の事業を前倒しして工事を実施してよいか。
- (問 8-10) 事業実施状況の報告について、事業の開始年度から目標年度までの間とあるが、開始年度において交付申請内容と同様である場合においても、事業実施状況の報告が必要か。

# 1 事業内容

## 【概要】

(問 1 - 1) 新基本計画実装・農業構造転換支援事業を実施する趣旨いかん。

(答)

- 1 地域農業を支える共同利用施設については、高齢化による農業者の減少に伴う施設利用者の減少、燃油等の稼働経費の高騰等、共同利用施設の稼働を取り巻く環境は厳しく、また農業団体の調べによると、その約8割が今後5年(2024年12月時点)で老朽化するなど、その老朽化への対応が課題となっています。
- 2 このため、本事業により、共同利用施設の再編集約や、既存施設の合理的活用を促進することにより、地域農業を支える共同利用施設の維持・強化を通じた、農業の生産性・収益性の向上を図ります。

(問 1 - 2) 新基本計画実装・農業構造転換支援事業の内容いかん。

(答)

- 1 本事業においては、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。
- 2 メニューは以下の4つです。
  - ① 共同利用施設の再編集約・合理化(都道府県整備事業)  
地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。
  - ② 麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化(直接採択事業)  
国産麦・大豆の安定供給を後押しするため、ストックセンター等の再編集約・合理化を支援します。
  - ③ 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化(直接採択事業)  
砂糖類・製粉等の流通に必須となる加工施設のコスト削減を図る取組、処理能力向上を図る取組等を支援します。
  - ④ 再編集約・合理化のさらなる加速化(都道府県整備事業)  
①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

(問 1 - 3) 本事業における「再編集約」の考え方いかん。

(答)

- 1 「再編集約」とは、複数の既存の共同利用施設（以下既存の共同利用施設を「既存施設」という。）について、その機能を新たに編成し直す又は集める等により整理することで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の移設、増築及び改修並びにこれらに伴う既存施設の廃棄等を行うことを指します。
- 2 なお、再編集約の前後で施設数が減少すること又は同数であること等が要件となります。

(問 1 - 4) 本事業における「合理化」の考え方いかん。

(答)

- 1 「合理化」とは、1つの既存の共同利用施設について、その機能を向上させることで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の移設、増築及び改修並びにこれらに伴う既存施設の廃棄等を行うことを指します。
- 2 なお、合理化の前後の施設数が同数（1施設から1施設）であること等が要件となります。また、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、対象外です。

(問 1 - 5) 本事業における「既存の共同利用施設」の考え方いかん。

(答)

- 1 既存の共同利用施設（既存施設）とは、原則として、本事業で支援可能な共同利用施設を指します。
- 2 例外として、麦の平置き倉庫は本事業では整備することができませんが、麦のストックセンターを整備する場合は、麦の倉庫を既存施設と見なすことができます。

(問 1 - 6) 本事業における「廃棄等」の考え方いかん。

(答)

事業に伴い発生する既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地を指します。

(問 1 - 7) 本事業における「施設の廃止」の考え方いかん。

(答)

- 1 再編集約・合理化計画において、再編集約の実施前後で同様の機能を有する場合であって、実施前に有した施設の機能が失われ、同機能を有した施設としての稼働を取りやめることで、施設数が減少することを指します。
- 2 この時、廃棄等の実施可否は問いませんが、廃止した共同利用施設を本事業や強い農業づくり総合支援交付金等の中古施設として再度活用することや再度廃棄等を行うことは出来ません。

(問1-8) 本事業における「施設数の減少」の考え方がいかに。

(答)

- 1 既存施設の廃止に伴い、施設数が減少することを指します。
- 2 ただし、再編集約に伴い本事業で整備可能な別の施設に役割を変更する場合や本事業で整備可能な施設として一部の機能が残る場合は、施設数が減少したことにはなりません。

(問1-9) 本事業における「施設」の範囲の考え方がいかに。(どこまでを一体的な施設と見ることができるのか。)

(答)

- 1 原則、本事業の要綱の施設基準に定められているそれぞれの施設(育苗施設、乾燥調製施設等)を一つの施設(施設数1)とカウントします。
- 2 なお、既存施設の建屋や棟が複数ある場合において、それらが接続している又は同一敷地内にあり、一体的な稼働をしている場合は、一つの既存施設と見なすことができます。
- 3 ただし、同一敷地内で既存施設と一体的な施設であっても、既存施設と接続しない新たな建物を新設する場合は、同一敷地内であってもひとつの施設と見なすことは原則としてできませんが、安全上や立地上等で接続することが極めて困難な場合かつ、一体的に運用されることが確認できる場合に限り、一つの施設とみなした上で、整備も可能とする。この時、積立計画は一体的に運用される施設全体で作成してください。
- 4 また、本事業で再編集約に係る取組と合理化に係る取組を一体的に行う場合には再編集約・合理化計画はひとつで構いませんが、取組主体計画は可能な限りそれぞれに分ける必要があります。ただし、取組主体計画を分けることが困難な場合には、その理由が分かるように再編計画や概略図を作成いただき個別に御相談ください。

## 【補助対象】

(問 1-10) 既存の共同利用施設について、建物は耐用年数が残っているが、内部設備は耐用年数を過ぎている場合も本事業の対象か。

(答)

- 1 本事業の事業実施にあたり、既存の共同利用施設としてカウントする施設の建屋及び設備が耐用年数を超過しているか否かは問いません。
- 2 ただし、過去に国の補助事業等を活用して整備していた既存施設の廃止や既存施設の機能の変更を行う場合については、財産処分（補助金返還や目的外使用等に該当する場合もあります）が必要な場合があるので、必要な手続きを行ってください。

(問 1-11) 既存施設を「移設」する際の補助対象経費いかに。

(答)

- 1 再編集約・合理化計画の実施期間前に整備されていた施設（又は設備）を、本事業で整備する施設へ移設する場合、それらに必要な経費は補助対象となります。
- 2 ただし、同種・同能力の施設の新設価格や耐用年数等を勘案し、既存施設を移設する方が、新設する場合と比較して、経済的かつ事業効果の発揮のために妥当である場合とします。

(問 1-12) 既存施設を「改修」する際の補助対象経費いかに。

(答)

- 1 本事業における「改修」とは、成果目標の達成に必要となる新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う施設の改修（耐震化工事及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。）を指します。
- 2 ただし、内部施設（設備）については、改修と一体的ではない部品交換や消耗品の交換などの部分的な更新については、維持・管理（保守を含む）に該当するため、補助対象外となります。

## <参考：建屋（中古施設）の改修等>

(問 1-13) 「同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の取得の方が経済的に優れていること」は、どのように判断すれば良いか。

(答)

新設施設と中古施設別にそれぞれコスト比較等を行い、その結果、投資効率が高いことをもって判断することとします。なお、融資を受ける際の金融機関の審査をもって判断することも可能です。

(問 1-14) 事業費の範囲内であれば中古施設（土地は含まない。）の取得を伴わない改修等でも良いか。

(答)

中古施設の取得を伴わない自己所有の中古施設の改修等も支援の対象となります。

(問 1-15) 成果目標の達成に必要となる既存施設の新用途への改修の助成を受けるに当たっては、どのような条件を満たす必要があるのか。

(答)

- 1 助成対象の要件は、新用途としての能力の発揮又は増強のための内部施設の導入等と一体的に行うことに加え、以下の取組を行うことが必要です。
  - ①新設より中古施設の改修等の方が経済的に優位であること
  - ②施設の法定耐用年数（※）が10年以上であること等
  - ③補助事業により取得した財産の改修等の場合は必要な財産処分手続きを行うこと
- 2 なお、事業の実施に当たり、既存施設を活用する場合には、導入する内部施設が適正に効果を発揮しうるよう、専門家の診断等を受けて必要に応じ耐震化工事等を行い、当該内部設備の法定耐用年数以上の期間、支障なく施設を使い続けられることを予め確認しておくことが必要となります。

※残年数でなく、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める施設等ごとの耐用年数により判断します。

(問 1-16) 既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地はどこまでが補助対象か。

(答)

- 1 「既存施設の解体、撤去及び廃棄」については、既存施設の解体、撤去及び廃棄に必要な費用を補助対象とし、杭や基礎、外構部分も補助対象となります。
- 2 また、「これらに伴う整地」については、解体、撤去を行った跡地を均すために必要な経費とし、跡地の再利用のために必要な造成や砂利敷、アスファルト舗装等は、「これらに伴う整地」には該当しません。
- 3 なお、廃棄等を行う場合は、取組実施計画の提出時に既存施設の図面等を準備するとともに、撤去物の内容が分かる事業実施前の写真等の資料を証拠資料として保存してください。

(問 1-17) 外構の撤去費はどこまでを対象とするか。

(答)

- 1 廃棄等を行う既存施設と一体的な外構であり、かつ廃棄等を行う既存施設の機能に必要なであった外構の撤去については補助対象となります。
- 2 廃棄等を行う既存施設の機能とは直接関係のない樹木の伐採や看板、職員駐車場等の撤去費は、対象外となります。
- 3 廃棄等の補助対象外の施設と共通で使用する外構がある場合は、面積按分などを行い、補助対象経費を算出してください。

(問 1-18) 再編集約・合理化を行う場合に、現在所有していない共同利用施設を既存施設と見なして事業を実施することはできるのか。

(答)

- 1 原則、取組主体が所有していない施設について、既存施設と見なすことはできません。
- 2 ただし、再編集約・合理化計画に位置付けられた施設であって、取組主体が所有していない施設を含めて、再編集約に取り組む場合は、取組主体が所有していない施設を既存施設とみなすこともできます。
- 3 例えば、Aの所有する施設をAが自己資金で廃止し、取組主体Bが、A施設の取扱量をB施設に集約するためにBが所有する施設の改修等に取り組む場合には、施設数を2施設→1施設の再編集約とすることもできます。
- 4 前2項の場合において、民間施設等と賃借等契約を結び利用している施設等が本事業で整備可能な施設ではない場合は、既存施設としてカウントすることはできません。

(問 1-19) 取組主体が現在所有していない共同利用施設について、整備や廃棄等を補助対象とすることはできるのか。

- 1 原則、取組主体が所有していない施設について整備や廃棄等を補助対象とすることはできません。
- 2 ただし、再編集約・合理化計画に位置付けられた既存施設を所有している者であって、共同利用施設の整備を実施する者を構成員とするコンソーシアムが取組主体の場合等は既存施設の廃棄等の経費が補助対象となります。
- 3 また、都道府県や市町村が取組主体の場合において、「再編集約・合理化計画に位

置付けられているが、都道府県や市町村が所有していない既存施設」を廃止するため、所有者が都道府県等に公費解体として委任する旨の契約を交わすことにより、例外的に、取組主体が所有していない既存施設の廃棄等の経費を補助対象とすることができます。

- 4 なお、事業者等が所有する既存施設・設備を地方公共団体が取組主体として整備する計画で以下の全てを満たす場合においては、取組主体の事業活動と一体性があると認められるため、取組主体（地方公共団体）の所有する施設・設備と見なし、既存施設の再編集約・合理化を実施することができます。
- ① 事業完了年度までに地方公共団体に所有権を移すこと
  - ② 既存施設・設備を所有する事業者等が、整備後の施設・設備の指定管理者となること
  - ③ 同施設・設備の稼働について、その大半が当該地方公共団体の生産者の利用向けとなっていること
  - ④ 取組主体（地方公共団体）と既存施設の所有者において、施設整備に係ることや所有に係る取り決めを事業実施前までに締結していること

(問 1-20) 取組主体の構成員（組合員）が施設を所有している場合において、その施設を既存施設と見なして施設数をカウントすることは可能か。

(答)

事業実施前において、以下の①及び②の全てを満たす場合には、取組主体の事業活動と一体性があると認められるため、取組主体の所有する施設・設備と見なし、既存施設として施設数をカウントするとともに、既存施設の廃棄等を補助対象とすることができます。

- ① 組合員が、取組主体との間で同施設・設備に係る賃借等契約を結んでいる。
- ② 同施設・設備の稼働について、その大半を取組主体の利用向けとなっている。

(問 1-21) 既存施設について、再編集約後に主となる施設としての機能を廃止するが、その既存施設の一部の機能を残す場合、廃棄等の経費は対象となるか（乾燥調製施設を荷受施設として残す場合等を想定）。

(答)

- 1 既存施設・設備の廃棄等に係る経費は対象となりますが、荷受施設等の施設の機能を一部残すために必要となる経費（改修費や新たな施設の整備）は補助対象外となります。
- 2 なお、再編集約に伴い、既存施設が主となる施設の機能を持っていない施設（米の平置き倉庫や荷受施設等）となる場合、単独では本事業の補助対象施設とは見なせないが、その施設の一部の機能は残っていると考えられるため、施設数が減少したことはなりません。

(問 1-22) 自然災害により一時的に稼働を休止している施設を既存施設と見なすことはできるか。

(答)

- 1 自然災害により、共同利用施設が直接被害を受けた場合若しくは当該施設の受益地区が被災し、一時的に稼働を休止している施設については補助対象とする。
- 2 なお、休止期間は5年以内に限る。

(問 1-23) 新設する施設の建設予定地に存在している建造物の撤去費は補助対象となるか。

(答)

- 1 新設する施設の建設予定地に存在する建造物の撤去費用は、その用地確保に必要な経費であるため補助対象外です。
- 2 なお、廃棄等が可能な施設は、再編集約・合理化計画に位置付けられた既存施設であって、再編集約・合理化前後の施設の機能を有している場合となります。

(問 1-24) 米粉用米、飼料用米やWCS用の施設を整備することは可能か。

(答)

- 1 米粉用米及び飼料用米は、土地利用型作物（新規需要米）として支援対象です。
- 2 一方、WCSについては、本事業を活用して、その取扱いが主となる施設を整備することはできません。

#### 【事業費】

(問 1-25) 総事業費の要件いかな。

(答)

原則、総事業費（税込）が5千万円／年以上であることが要件です。

(問 1-26) なぜ、原則として事業費5千万円以上の施設を対象とするのか。また、複数年度にわたって事業を実施する場合、毎年度の事業費が5千万円以上必要なのか。

(答)

- 1 補助対象の重点化を図るとともに、事業を効率的・効果的に実施する観点から、原則として事業費を5千万円以上である取組について対象としているところです。

- 2 また、事業費が5千万円未満の取組についても、都道府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める場合は事業を実施できます。
- 3 なお、複数年で事業を実施する場合にあっては、原則として各年度の事業費が5千万円以上の事業を対象としています。

(問1-27) 入札の結果、事業費が5千万円未満となった場合、改めて都道府県知事の判断が必要となるのか。

(答)

入札により、計画段階で想定した事業費を下回って事業が実施されることとなった場合には、改めて知事の判断は必要ありません。

#### 【取組主体】

(問1-28) 「その他農業者の組織する団体」とはどういった団体か。

(答)

「その他農業者の組織する団体」とは、生産組合などの生産者が組織する任意団体を指します。

(問1-29) 複数の事業者が一つの取組実施計画で事業を実施する場合、どのような取組主体として申請すればよいか。

(答)

- 1 コンソーシアムとして申請いただくことで、新たに整備したい主な施設の取組主体とは別の事業者が所有している既存施設の整備及び廃棄等を一体的な計画として実施することが可能です。
- 2 ただし、コンソーシアムとして事業を実施する場合には、コンソーシアム規約において、法人格を有する構成員が施設整備を行うことや、コンソーシアム規約を定めること等の要件があります。
- 3 また、コンソーシアムの解散後の財産の取扱い等、必要な規定をコンソーシアム規約に盛り込んでください。
- 4 なお、複数の農業協同組合が一体的な再編集約の取組を行う場合においては、特認団体として事業を実施することも可能です。その際、法人格を有する構成員が施設整備を行うことや団体の解散後の財産の取扱い等の必要な規定を盛り込んだ規約を作成いただくとともに、妥当性協議と併せて都道府県知事による地方農政局長への協議が必要となります。

(問 1-30) 民間事業者は本事業の取組主体となることはできるのか。

(答)

- 1 強い農業づくり総合支援交付金においては、中山間地域の競争力強化に向けた取組や水田農業の高収益化及び畑作物の本作化に向けた体制整備の取組といった優先枠の範囲内で、民間事業者を対象としているところ、再編新事業では当該優先枠を設けていないため、取組主体としていなかったところです。
- 2 令和8年1月7日の交付等要綱の一部改正により、輸出の取組を行う場合に限り、民間事業者が本事業の取組主体となるできるようになりました。
- 3 ただし、民間事業者であっても、農業者の組織する団体（農地所有適格法人等）、食品事業者、中間事業者、流通業者に該当する場合には輸出の取組に限らず取組主体となることができます。

#### 【受益農業従事者】

(問 1-31) 受益農業従事者の要件いかな。

(答)

- 1 受益農業従事者は5名以上いることが要件です。
- 2 なお、事業開始後、やむを得ず5名未満となった場合は、新たに受益農業従事者を募る等により、5名以上となるよう努める必要があります。

(問 1-32) 受益農業従事者の定義いかな。

(答)

- 1 受益農業従事者は、農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）を指します。
- 2 なお、常時従事者は、事業者と期間の定めのない雇用契約を取り交わす者であって、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第9条の常時従事者の判定基準を満たす者を指します（非正規雇用者\*は含みません。）  
※期間を限定し、比較的短期間での契約を結ぶ雇用形態。臨時社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー及びアルバイト等をいう。

(参考) 農地法施行規則（抜粋）

(常時従事者の判定基準)

第九条 法第二条第三項第二号ホに規定する常時従事者であるかどうかの判定は、次の各号のいずれかに該当する者を常時従事者とするによりする

ものとする。

- 一 その法人の行う農業に年間百五十日以上従事すること。
- 二 その法人の行う農業に従事する日数が年間百五十日に満たない者にあつては、その日数が年間付録第一の算式により算出される日数（その日数が六十日未満のときは、六十日）以上であること。
- 三 その法人の行う農業に従事する日数が年間六十日に満たない者にあつては、その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせており、かつ、その法人の行う農業に従事する日数が年間付録第一の算式により算出される日数又は付録第二の算式により算出される日数のいずれか大である日数以上であること。

付録第一

$$(L/N) \times (2/3)$$

Nは、その法人の構成員の数

Lは、その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

付録第二

$$L \times (a/A)$$

Lは、その法人の行う農業に必要な年間総労働日数

Aは、その法人の耕作又は養畜の事業の用に供している農地又は採草放牧地の面積

aは、当該構成員がその法人に所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせている農地又は採草放牧地の面積

(問 1-33) 年間 150 日以上従事の考え方として、一日当たりの時間に規定はあるか。

(答)

規定はありませんが、対外的に説明できる方法で確認してください。

(問 1-34) 受益農業従事者に受益者の家族（配偶者や両親等）も含めることができるか。

(答)

受益者（経営体）との間で雇用契約が結ばれていれば、受益農業従事者として含めることができます。

(問 1-35) 雇用契約を取り交わさない株式会社の役員は、受益農業従事者に含めることができるか。また、労働日数はどのような方法で確認すべきか。

(答)

1 経営者（役員を含む。）は、雇用契約を結んでいない場合でも、農業の常時従事者

であれば受益農業従事者に該当します。

2 労働日数については、作業日誌など、対外的に説明できるもので確認してください。

(問1-36) 受益農業従事者は、取組主体の構成員（従業員を含む。）をいうのか。

(答)

施設整備により受益を受ける農業従事者を指すため、取組主体の構成員（従業員を含む。）に限りません（仮に、集出荷貯蔵施設を整備する場合は利用者も含まれます。）。

(問1-37) 受益農業従事者は、いつの時点で5名以上いる必要があるのか。

(答)

採択要件であるため、原則として要望申請時点です。

(問1-38) 受益農業従事者と受益者の違いいかん。

(答)

受益農業従事者は前述とおりで、受益者とは事業実施により受益する経営体を指します。

#### 【事業実施期間】

(問1-39) 取組の実施期間の内容いかん。

(答)

- 1 取組実施期間は3年以内とします。
- 2 ただし、農産物処理加工施設のうち、国内産糖・国内産いもでん粉工場であって鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の計画については、5年以内とします。
- 3 なお、継続事業として採択された場合、2年度目以降は優先的に予算を配分します。

(問 1-40) 1年度目は実施設計のみでも認められるのか。

(答)

1年度目が実施設計のみの事業計画は認められません。

#### 【補助率】

(問 1-41) 補助率の内容いかん。

(答)

- 1 「共同利用施設の再編集約・合理化」の補助率は、 $1/2$ 以内とします。ただし、対象作物がさとうきび及びパイナップルの場合は $6/10$ 以内となります。
- 2 「再編集約・合理化の更なる加速化」の補助率は、1の取組の補助対象経費のうち都道府県若しくは市町村又はその両方が負担する額の $1/2$ 以内となります。ただし、1の取組の国庫補助金額の $1/10$ 又は $1/6$ が補助上限です。

#### 【上限事業費】

(問 1-42) 上限事業費の算定対象経費いかん。

(答)

施設本体の建設及び設置に必要な経費（事業費）です。なお、廃棄等に要する額、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は算定対象外です。

(問 1-43) 上限事業費の規定がある品目とない品目を取り扱う施設の算定方法いかん。

(答)

- 1 上限事業費の規定がある品目に係る事業費を算定し、上限事業費を超えていないか確認してください。
- 2 例えば、麦と大豆の穀類乾燥調製貯蔵施設を整備する場合は、大豆のみに使用する設備を除外する、大豆のみに利用する建屋スペース部分の経費を除外するといった対応が想定されます。

(問1-44) 上限事業費の計画処理量とは原料重か製品重のどちらのことか。

(答)

原料重（カントリーエレベーター等については乾籾重、集出荷貯蔵施設の場合は持込量など）を想定しています。

(問1-45) 低コスト耐候性ハウス等の上限事業費はどこまでが対象か。内部設備も含むのか。

(答)

加温機や養液栽培装置等の内部設備も含まれます。

(問1-46) 複数施設（育苗施設、集出荷貯蔵施設、高度環境制御栽培施設等）を一つの取組計画として整備する場合の考え方いかん。

(答)

施設毎に上限事業費を算定してください。

#### 【施設基準】

(問1-47) 再編集約の取組において、複数の異なる施設を一つの取組実施計画とする場合、要件は施設毎に満たす必要があるか。

(答)

- 1 施設基準や上限事業費については、施設毎に、その要件を満たす必要があります。
- 2 また、受益農業従事者、総事業費、修繕・更新に係る積立計画は、一つの取組実施計画として要件を満たす必要があります。

(問1-48) 物流合理化施設において、平置き倉庫は対象としないとされているが、どのような施設が対象となるのか。

(答)

流通の合理化を目的としたフレコン等によるバラ出荷を行う、ばら保管施設等を対象としています。

(問 1-49) 穀類乾燥調製貯蔵施設及び集出荷貯蔵施設のうち、ストックセンターとは何か。

(答)

- 1 国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築するため、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設の全部又は一部で、一定数量（目安としては麦類の場合は B10、豆類の場合は C6 の成果目標の下限値を上回る数量）を長期間保管し、不作時の供給が可能な施設を指します。
- 2 なお、ストックセンターを整備する場合は、安定供給計画を取組実施計画と併せて提出してください。

(問 1-50) 育苗施設と種子種苗生産関連施設との違いをかん。

(答)

育苗施設は、農家が栽培に使用する苗を生産する施設であり、種子種苗生産関連施設は、採種農家等で種子種苗の増殖に使用する種子等を生産する施設です。

(問 1-51) 生産技術高度化施設の補助対象基準に、「電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設」とあるが、具体的にどのような施設を整備できるのか。

(答)

資材高騰等のリスク軽減に取り組む場合にあっては、生産技術高度化施設のうち高度技術導入施設として、「電気料金の上昇リスクの軽減に資する受変電施設（例：キュービクル）」を整備することが可能です。

(問 1-52) 園芸用ハウスを整備する場合の化石燃料の考え方かん。

(答)

本事業において、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設において加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない設備を導入する必要があります（ヒートポンプとボイラーのハイブリット整備は可能。）。

(問 1-53) 施設園芸における高度環境制御栽培施設と高度技術導入施設の違いは何か。

(答)

高度環境制御栽培施設は、建物と内部を一体的に整備するものを対象としているのに対し、高度技術導入施設は、建物の内部に設置する装置等を対象としています。

(問1-54) 低コスト耐候性ハウス等が具備すべき耐風速として、「50m/s未滿とすることが妥当であると判断される場合には当該風速とすることができる」とあるが、ここで言う「妥当」とはどのように判断するのか。また、過去の風速から確率計算により風速を決定することも可能か。

(答)

- 1 具備すべき耐風速については主に以下の方法により求めることができます。
  - ① 整備する低コスト耐候性ハウスの耐用年数と同じ年数分の過去の最大瞬間風速を参照する。
  - ② 当該ハウスの法定耐用年数に応じた再現期間に想定される風速について、過去の風速データを基に確率計算を行い決定する。
- 2 例えば、(一社)日本施設園芸協会等が農水省と連携して2019年3月に作成した「園芸用ハウスを導入する際の手引き」の考え方を参照すれば、倒壊リスクとコストのバランスを考慮した妥当な再現期間に想定される最大風速を求めることができます。なお、上記手引きに示された地域別の設計用風速も参考としてください。
- 3 これ以外の耐風速の決定方法においては、個別に妥当性について判断する必要があります。

(問1-55) 木造の低コスト耐候性ハウスの整備は支援対象となるか。

(答)

低コスト耐候性ハウスについては、施設の基準において、

- ① 50m/s以上の風速又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる
- ② 同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものと定義していますが、部材を限定しておらず、木材を利用した場合であっても対象となりますので、地域の実情に応じて、木造を含め、最適な部材を選択してください。

## 【面積関係】

(問1-56) 面積要件の内容いかな。

(答)

- 1 各品目に定められた作付(栽培)面積以上であることが要件です。
- 2 なお、低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設等は面積要件に限らず事業を実施できます(例:低コスト耐候性ハウスは設置実面積が500平方メートル以上)。
- 3 ただし、複合品目にかかる取組の場合にあっては、事業に関係する全ての品目を合計した面積が、面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合には、本事業に取り組むことができるものとしています。

(問 1-57) 面積要件は実面積か延べ面積か。

(答)

特段の理由がない限り、実面積です。

(問 1-58) 面積要件はいつの時点で満たしている必要があるのか。

(答)

- 1 採択要件であるため、原則として要望申請時点で満たしている必要があります。
- 2 なお、対象品目を転換する場合は、事業実施年度に作付けすること等において、要件を満たすことが確実と都道府県が判断する場合を想定しています。

(問 1-59) 事業実施期間中に面積要件を満たさなくなった場合の対応いかん。

(答)

受益面積に応じた施設の規模、成果目標等を設定していますので、都道府県は取組主体に対して改善措置を行い、要件を満たすように強力に指導してください。

(問 1-60) 受益面積と事業対象作物の作付（栽培）面積は同じ意味か。

(答)

- 1 同じ意味です。
- 2 例えば、集出荷貯蔵施設を整備する場合、事業実施前の受益を受ける事業対象作物の作付（栽培）面積が一定以上あることが要件となります。

(問 1-61) 受益地と受益地区の違いいかん。

(答)

- 1 受益地は、施設整備により受益を受ける農地のことを指します。
- 2 受益地区は、受益地をひとまとめにした地域一体を指し、市町村や集落単位を想定し、一般的に地域計画又は実質化された人・農地プランの地区を想定しています。

(問 1-62) 「主たる受益地は、原則として、農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区とする」とあるが、集出荷貯蔵施設等を整備する場合の受益地の考え方がいかに。

(答)

- 1 施設を整備する場所ではなく、整備施設における対象品目を栽培する農地が受益地となります。
- 2 なお、低コスト耐候性ハウスのように、対象品目そのものを栽培するために整備する施設については、施設を整備する場所が受益地という扱いになります。

(問 1-63) 「主たる」とはどのくらいか。

(答)

過半を超えていること又は最も受益が大きいことを指します。

(問 1-64) 受益地は複数県にまたがってもよいか。また、離れていてもよいか。

(答)

受益が特定できる場合において、受益地が複数県にまたがること、離れていることは問題ありませんが、本事業は各都道府県に向けて交付決定を行うため、関係する県等との調整を十分に行い、計画を策定してください。

(問 1-65) 複数地区にまたがって事業を実施する場合、中山間地域等であるかの判断方法がいかに。

(答)

受益地の面積の過半が、中山間地域等に該当するかで判断してください。

(問 1-66) 種子種苗を対象とする施設を整備する場合の面積要件について、受益の範囲はどのように考えればよいか。

(答)

野菜、果樹及び花きの取組において種子種苗を対象とする場合においては、種子種苗の生産面積又は種子種苗の供給先農業者の受益面積で判断してください。

(問 1-67) 複数作物を対象とした施設整備を行う場合、作物毎に面積要件を満たす必要があるのか。例えば、タマネギ、ニンジン、ダイコンを対象とする農産物処理加工施設を整備する場合、それぞれが概ね 10 ヘクタール（露地野菜）を満たす必要があるのか。

(答)

- 1 作物毎に要件を満たしていることが望ましいですが、その施設で取り扱う主な作物が要件を満たす場合は対象となります。その際、主な作物の作業の少ない期間に、その他作物で施設を活用する場合等は、要件を満たしていない作物であっても施設を利用できます。
- 2 なお、事業に関係する全ての品目を合計した面積が、取組対象品目のうち面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合においても、対象となります。

(問 1-68) 規格外品を集めて加工する施設を整備する場合の受益地の考え方いかん。

(答)

以下のとおりです。

- (1) 「農業者」から加工施設に持ち込まれる場合：「農業者」の作付面積
- (2) 「選果場」から加工施設に持ち込まれる場合：「選果場」の受益面積

(問 1-69) ばれいしょ及びかんしょの中山間地域等の要件について、「付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合」とはどのようなものか。また、それらを証明するための根拠資料はどういったものか。

(答)

- 1 一般的には、以下を想定しています。
  - ① 「付加価値を高めること」とは、地域ブランドや新しい加工品等により、当該事業者が生産するばれいしょ及びかんしょにおいて、当該事業の開始前よりも、価値を高めること。
  - ② 「新たな需要が見込まれる」とは、①で価値を高めた、ばれいしょ及びかんしょにより、販売量及び販売額等の増加が見込まれること。
- 2 また、証明する根拠資料は、1の取組により販売量及び販売額等の増加が確認できる仮取引契約書等を想定しています。
- 3 以上、一般的な事例として例示しましたが、実施する取組内容について、本要件を適用できるかどうかは、事前に農政局等に相談してください。

## 2 配分基準・成果目標

### 【成果目標】

(問2-1) 再編集約の取組を行う場合、どの成果目標を選択すればよいか。

(答)

再編集約の取組を行う場合は、再編集約（共通）の目標からいずれか1つの目標を選択していただくことを必須とし、もう1つの目標は、主要な作物（メニュー）（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花き）又は関連する取組（環境保全、国産原材料サプライチェーン構築、農産物の輸出に向けた体制整備、物流革新に向けた取組及び共通）に関する目標から選択いただきます。

(問2-2) 合理化の取組を行う場合、どの成果目標を選択すればよいか。

(答)

1 合理化の取組を行う場合は、

①作物（メニュー）に関する目標から2つを選択していただく

又は

②作物（メニュー）に関する目標及び関連する取組（環境保全、国産原材料サプライチェーン構築、農産物の輸出に向けた体制整備、物流革新に向けた取組及び共通）に関する目標からそれぞれ1つずつ選択していただくこととなります。

2 複数の作物（メニュー）に関連する施設の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の成果目標を1つずつ選択いただきます。ただし、作物の成果目標のうち、1つは関連する取組に係る目標（環境保全、国産原材料サプライチェーン構築、農産物の輸出に向けた体制整備、物流革新に向けた取組及び共通）に置き換えることができます。

3 なお、合理化に係る取組を行う場合は、再編集約（共通）の目標を選択することはできません。

(問2-3) 「達成すべき成果目標」は0ポイントでもよいのか。

(答)

「達成すべき成果目標」は、2ポイント～10ポイントとなっており、2ポイント以上である必要があります。

(問2-4) 「成果目標に対する現況値ポイント」は0ポイントでもよいのか。

(答)

取組主体によっては実績がない場合も想定されるため、0ポイントでも差し支えありません。

(問2-5) ポイント算定に当たって算出する数値は切り捨てか切り上げか。

(答)

ポイント算出(基礎データは除く)に係る計算については、小数点第2位を切り捨てて算出してください。

(問2-6) 要望調査時、事業実施前年度の実績値が確定していない場合、現状値は事業実施前々年度の実績値を使用して問題ないか。

(答)

問題ありません。

(問2-7) 現状値が気象災害等により異常値となる場合は、どの時点を現状値とすべきか。

(答)

- 1 現状値は、原則直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状値とすることができます。
- 2 ただし、現況値ポイントの5中3等の数値から除くことは出来ません。

(問2-8) 「事業開始年前年(前7中5年)」の意味いかん。

(答)

- 1 事業開始前年(1年前)から事業開始7年前までの値のうち中庸5年の平均値で算定することを意味しています。
- 2 なお、特段の定めがない場合は直近年の値を現状値としてください。

(問2-9) 主要な作物の考え方いかん。

(答)

- 1 複数の作物を取り扱う計画における主要な作物の場合、対外的に主要であると説明ができる作物を、主要な作物として設定してください。
- 2 一般的には、受益面積や取扱数量、取扱金額で判断ください。

(問2-10) 種子種苗生産関連施設における成果目標の考え方いかん。

(答)

種子種苗の生産の取組又は種子種苗の供給先の取組を、成果目標としてください。

〔例〕

成果目標として「当該品目の10a当たり収量を3%以上増加」を選択する場合、「野菜、花き、果樹の収量」又は「種子種苗の生産量」のどちらでも算出可能。

(問2-11) スtockセンターを整備する場合の成果目標の選択方法いかん。

(答)

- 1 麦類のStockセンター整備を行う場合はB10を、豆類のStockセンター整備を行う場合はC6の成果目標の選択を必須とします。
- 2 なお、B10及びC6については、Stockセンターを整備するときのみ選択可能な目標となります。

(問2-12) 利用率の算出方法いかん。

(答)

- 1 利用率は、再編集約・合理化計画に基づく再編後の対象作物の予定取扱数量を、再編後の施設の処理能力で除して算出してください。
- 2 また、施設や品目が複数ある場合においては、基本的には、施設別・品目別に算出するのではなく、全施設における全品目の予定取扱数量を全施設における全品目の施設能力で除して利用率を算出してください。

(問2-13) 契約栽培の定義いかん。

(答)

- 1 生産者（生産・出荷段階）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）を指します。
- 2 農業者団体（農協等）は生産者側の主体であり、農業者と農業者団体（農協等）の契約は含まれませんが、農業者、農業者団体（農協等）及び実需者（小売業者・外食事業者等）との3者契約は含まれます。
- 3 なお、以下のような事例は契約栽培には含めません。
  - ①子会社が生産した農産物を親会社に市場価格にて出荷することのみを書面で取り交わしたもの（他の企業が当該親会社から全量買い取りする旨の契約がある場合を除く。）
  - ②生産者と市場の間で、市場に出荷すること（販売委託等）のみの内容を書面で取り交わしたもの

(問2-14) 本事業の目標における労働時間の算出方法いかん。

(答)

- 1 削減の対象となる労働時間は、受益農業者が担う一連の作業工程に係る直接労働時間に、整備する施設における従業員の作業時間を加えた時間を用いて、算定することとし、以下のア又はイのいずれかとします。

ア 直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう。以下同じ。）の全て  
 (例) 直接労働時間の全てを対象とするケース（削減対象の労働時間：1,010 時間）

育苗 81 時間	耕うん・ 基肥 42 時間	は種・定 植 182 時間	追肥 28 時間	除草・防 除 98 時間	管理 42 時間	収穫 199 時間	調製・加 工 135 時間	出荷・販 売 203 時間
-------------	---------------------	---------------------	-------------	--------------------	-------------	--------------	---------------------	---------------------

イ 特定のまとまりを持つ労働時間であって、全体の過半を超える直接労働時間  
 (例1) 他品目との作業競合を解消するため、ほ場における作業時間を合理化の対象とするケース（削減対象の労働時間：591 時間 > 1,010 時間 / 2）

育苗 81 時間	耕うん・ 基肥 42 時間	は種・定 植 182 時間	追肥 28 時間	除草・防 除 98 時間	管理 42 時間	収穫 199 時間	調製・加 工 135 時間	出荷・販 売 203 時間
-------------	---------------------	---------------------	-------------	--------------------	-------------	--------------	---------------------	---------------------

(例2) 収穫期以降の作業集中を解消するため、集出荷関連作業を合理化の対象とするケース（削減対象の労働時間：537 時間 > 1,010 時間 / 2）

育苗 81 時間	耕うん・ 基肥 42 時間	は種・定 植 182 時間	追肥 28 時間	除草・防 除 98 時間	管理 42 時間	収穫 199 時間	調製・加 工 135 時間	出荷・販 売 203 時間
-------------	---------------------	---------------------	-------------	--------------------	-------------	--------------	---------------------	---------------------

### ③ 現状値

全ての受益農業者又は受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査又は作業日誌等の提出等により算出することとする。

ただし、記録がない場合は、県の機関等が公表するデータの推計その他都道府県が定める方法によることも可能とする。

### ④ 目標値

現状値から向上する数値をデータ等に基づき算出・設定し、実績の把握は現状値と同一の方法（ただし、現状値で推計による方法を選択した場合は、実績の把握は作業日誌等の記録に基づき算出し、推計による現状値と比較・検証する。）により行う。

2 ただし、北海道、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の取組を行う場合の削減の対象とする労働時間は、当該施設における労務管理等の間接労働を除く、作業従事者の全労働時間とし、現状値及び実績値における労働時間については、労務日誌等により把握するものとします。

3 なお、再編後の施設の労働生産性に関する目標については、施設に関する労働時間を算出してください。

（問2-15）共通メニューを選択する際の留意点いかな。

（答）

- 1 共通メニュー（類別 P1～P4）については、2つの成果目標のうち1つまで選択することができます。
- 2 ただし、品目メニューで重複を禁止している類別（例えば「生産コスト縮減」と「労働時間の縮減」、「単位面積当たり収量増」と「単位面積当たり販売額増」等）と同様に、品目メニューの類別と実質的に同一の目標となる共通メニューを選択することはできません。
- 3 また、取組内で品目がまたがる場合においては、複数の品目を合算して算出することが好ましいが、主要な作物で算出することも可能です。

## 【加算ポイント】

### ★既存施設の耐用年数の経過期間に応じた加算ポイント

(問2-16) 内部施設の改修のみを実施する場合の耐用年数の考え方いかん。

(答)

- 1 本加算ポイントについては、主な既存施設の耐用年数（ただし、内部施設の耐用年数ではなく、建屋の耐用年数を指す。）が経過してからの年数に応じた加算ポイントとなります。
- 2 内部施設のみ改修の場合でも、その施設が含まれる建屋の耐用年数が経過してからの期間で判断してください。

(問2-17) 複数の既存施設がある場合、耐用年数が経過してからの期間が一番長い施設の年数を加算対象としてもよいか。

(答)

主な既存施設（受益面積や取扱数量、取扱金額等が最も大きい施設）で判断してください。

### ★再編集約化加算ポイント

(問2-18) 自己資金等で廃止する既存施設についても、施設数の減少とカウントできるか。

(答)

- 1 再編集約・合理化計画に含まれている既存施設と認められる施設については、施設数のカウントができます。
- 2 ただし、再編集約前の施設数が減少する場合は、再編集約後に当該施設が廃止されていることをよく確認ください。

### ★都道府県加算ポイント

(問2-19) 同一の取組主体に最大何ポイント加算できるのか。

(答)

- 1 都道府県加算ポイントは2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）／年（※）を基礎として、過去の新基本計画実装・農業構造転換支援事業の評価結果により算出したポイントと併せて、取組主体計画毎に2ポイントまで加算できます。
- 2 持ち点が2点ある都道府県については、

- ① 2つの取組実施計画に1ポイントずつ加算
  - ② 1つの取組実施計画に2ポイントを加算
- のいずれも可能です（ただし、1つの取組に対して最大2ポイントまで）。

※R6 補正予算と R7 当初予算については、2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）を加算できることとし、**R7 補正予算から次の年として加算できることとします。**

（問2-20）加算した取組実施計画が不採択となった場合、追加要望調査での取扱いはどうなるのか。

（答）

追加要望調査時に再度要望する計画については、前回要望調査時に使用した当該ポイント分の使用はできません。

#### ★将来像が明確化された地域計画加算ポイント

（問2-21）将来像が明確化された地域計画はいつまでに策定されていればよいか。

（答）

交付申請時まで策定（割当内示時まで策定又は策定見込み）となる当該計画について加算できます。

（問2-22）市町村の中で地域計画の策定地区が複数ある場合の考え方いかん。

（答）

- 1 市町村の中で地域計画の策定地域が分かれている場合、その市町村の中で、将来像が明確化された地域計画が1つ以上作成されていれば、「将来像が明確化された地域計画を策定している市町村」とすることができることとします。
- 2 ただし、市町村の中で将来像が明確化された地域計画を策定されている地区が、本事業の受益地に含まれていない場合は、「将来像が明確化された地域計画を策定している市町村」とすることができません。

## ★食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント

(問2-23) 食料・農業・農村基本計画推進加算ポイント（みどりの食料システム戦略の推進加算ポイント、スマート農業技術の活用の推進加算ポイント、**輸出事業計画、食料システム法の安定取引関係確立事業活動計画**）は、当該計画をいつまでに認定されている必要があるのか。

(答)

交付申請時までには認定を受けている（割当内示までに認定又は認定を受ける見込み）当該計画について加算できます。

(問2-24) 複数品目を取り扱う施設整備の場合、品目毎に特定環境負荷低減事業活動実施計画、環境負荷低減事業活動実施計画、生産方式革新実施計画、輸出事業計画、安定取引関係確立事業活動計画の要件を満たす必要があるか。

(答)

品目毎ではなく、整備する施設の受益者の割合で判断してください。

(問2-25) 取組主体（JAや食品事業者等）が生産方式革新実施計画の認定を受けていなくても、受益者が認定を受けていれば加算ポイントの対象となるか。また、今回整備する施設等を生産方式革新実施計画に記載する必要はあるのか。

(答)

生産方式革新実施計画については、あくまで計画認定を受けている又は認定を受ける見込みの受益者の数でカウントするものであって、取組主体（JA等）が生産方式革新実施計画の認定の有無や整備する施設を当該計画に位置付けているかどうかについては問いません。

(問2-26) ポイント加算に当たって、本事業で整備する施設や品目と、受益者が認定を受けている生産方式革新実施計画は一致している必要があるのか。

(答)

取組実施計画と生産方式革新実施計画の品目及び受益者が一致している必要があります。

### 3 再編集約・合理化計画

(問3-1) 再編集約・合理化計画いかな。

(答)

- 1 既存施設の再編集約・合理化及びその後の計画的な利用を促進するための計画であり、本事業を取り組む際には当該計画の策定が要件となります。
- 2 当該計画については、取組実施計画と整合のある計画とし、取組実施計画の添付資料として提出してください。

(問3-2) 再編集約・合理化計画はどのように立てるのか。

(答)

- 1 取組主体を中心に、関係者（農業者、地方公共団体、JA、農業関連業者等）で連携し、地域における複数の共同利用施設の再編集約、又は共同利用施設の合理化に係る計画を立ててください。
- 2 計画の作成にあつては、再編集約・合理化の計画（3年以内。ただし、国内産糖・国内産いもでん粉工場であつて鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の計画については5年以内。）と、再編集約・合理化後の目標年度までの利用に関する計画をあわせて考えてください。
- 3 その際、施設における利用率の向上、加工、製造及び流通コストの低減等を鑑みた計画の作成を御検討ください。

(問3-3) 土地利用型作物や畑作物・地域特産物、野菜、果樹及び花きの施設を1つの再編集約・合理化計画として作成しても良いか。

(答)

- 1 複数の品目にまたがる取組の場合、再編集約・合理化計画については、1つの計画として作成することは可能です（土地利用型作物と畑作物・地域特産物等の取組を一体的に行う場合は、「土地利用型作物と畑作物・地域特産物等の取組を一体的に行う場合」の様式を御活用ください。）。
- 2 一方で、取組実施計画については、原則として、土地利用型作物とその他作物で分けて作成してください。また、取組実施計画毎に成果目標等を設定いただき、事業申請していただく必要があります。
- 3 ただし、統一の取組実施計画とすべき明確な理由がある場合（整備後の施設におい

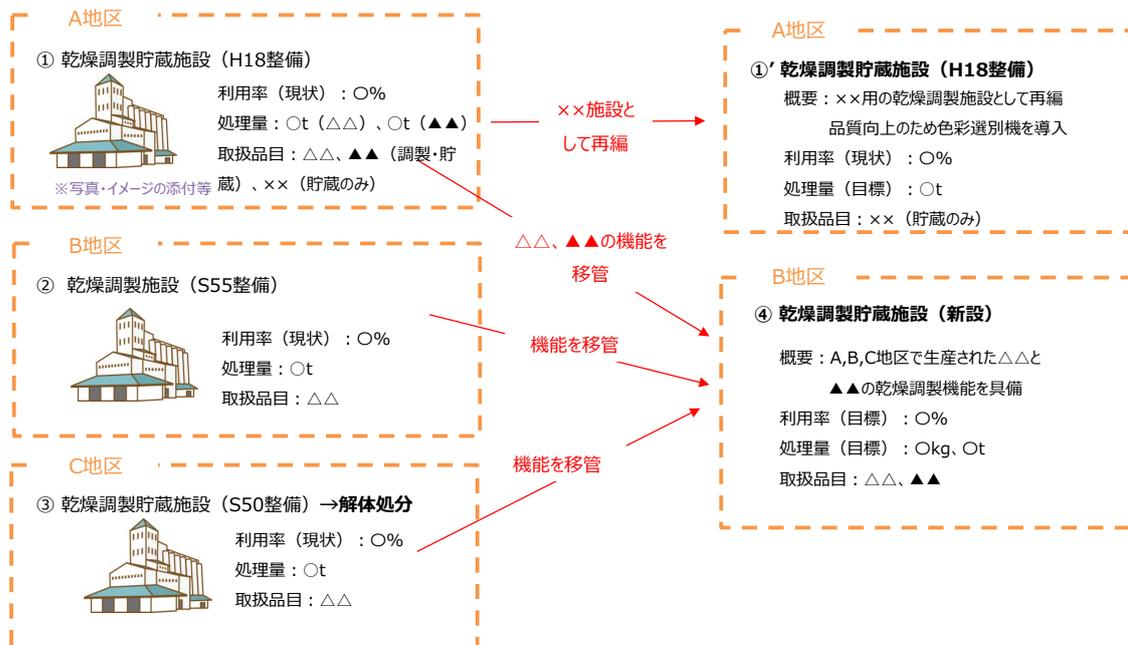
て機能が一体的な1つの施設とする場合など)においては、土地利用型作物とその他の作物で同一の取組実施計画とすることが可能です。その場合は事前に農政局等へ御相談ください。

(問3-4)再編集約・合理化計画における概略図はどのようなものを作成すればよいか。

(答)

1 既存施設が、本事業の活用後にどのように受益者から活用されるかについて分かりやすい図を作成してください(以下図を参照)。

2 なお、整備地の近くに実在しているものの、本事業の受益者や整備する施設への再編集約等に関わりのない施設について、概略図に組み込む必要はありません。



## 4 修繕・更新に係る積立計画

(問4-1) 修繕・更新に係る積立計画いかん。

(答)

- 1 将来の担い手を見据えた持続的な共同利用施設の運営を図ることを目的として、整備した施設の修繕・更新、適切な維持管理に関する関係者の理解を醸成し、併せて適切な資金確保の見通しを立てることにより、当該施設の修繕及び更新等に要する資金の計画的な確保を行うための計画であり、本事業を取り組む際には当該計画の策定が要件となります。
- 2 当該計画については、取組実施計画と整合のある計画とし、取組実施計画の添付資料として提出してください。

(問4-2) 修繕・更新に係る積立計画の審査の基準いかん。

(答)

- 1 以下の観点から審査します。
  - ① 次期更新（建替え）時に総事業費を賄う積立金額になっているか。
  - ② 次期建替えまでに必要となる修繕費用及び毎年度発生する経常的なメンテナンス経費が含まれているか。
  - ③ 資金調達計画が妥当か。
  - ④ 更新費用等を借入金で賄う場合、借入金が5割以内となっているか。
  - ⑤ 積立計画について取組主体として組織決定がされているか。
  - ⑥ 将来的な受益者・受益面積等の見込が妥当となっているか。
  - ⑦ 見直しに係るスケジュールの期間が具体的に記載されているか。
- 2 なお、計画実効性のためにも、修繕・更新に係る積立計画を作成する際は、施設の収支計画との整合を図ってください。

(問4-3) 修繕・更新に係る積立計画について、経常的に必要となるメンテナンス経費とはどのようなものか。

(答)

施設を稼働していくうえで、毎年必要となる施設のメンテナンス等に係る費用を想定しております。

(問４－４) 修繕・更新に係る積立計画について、将来的な受益者・受益面積等の妥当性はどのように判断するのか。

(答)

- 1 修繕・更新に係る積立計画については、持続的な共同利用施設の運営を図ることを目的としているので、現在の受益面積等が、将来的に大きく減少する計画や、将来の受益者世代の負担が考慮されていないと見受けられる計画は、実行性の観点から認められません。
- 2 将来の受益者や受益面積について、地域計画や現在の利用者に対するアンケート等により、整合性について確認してください。

(問４－５) 修繕・更新に係る積立計画の対象と期間いかに。

(答)

- 1 本事業で整備した施設について、経常的に必要なメンテナンスを含む修繕・更新に係る積立計画を作成してください。
- 2 なお、本事業において内部設備のみの整備を行う場合であっても、建屋等を含む施設全体に係る修繕・更新に係る積立計画を作成してください。
- 3 ただし、整備を行わない施設については、修繕・更新に係る積立計画の積立額を計上する必要はありません。
- 4 また、修繕・更新に係る積立計画の計画期間は、建物の耐用年数もしくは修繕により見込まれる長寿命化を含む次期建替えまでの期間以上としてください。

(問４－６) 修繕・更新に係る積立計画の中で、更新の費用を借入金で賄うことは可能か。

(答)

- 1 全ての費用を自己資金で賄うことを前提としていますが、修繕・更新に必要な額の５割以内であれば、最終的な施設の更新費用を国費以外の融資等の借入金で補填していただいて構いません。
- 2 現在の受益者世代と将来の受益者世代の負担を鑑み、適切な資金調達方法を検討してください。

(問４－７) 計画通りに積立金を積み立てられなかった場合、ペナルティはあるのか。

(答)

ペナルティはありませんが、実現可能な計画を作成してください。

(問４－８) 整備する施設に限定した積立計画ではなく、JA等組織全体の収支で修繕・更新に係る積立計画を策定することは可能か。

(答)

- 1 組織決定されている場合は可能です。具体的には、JA全体で実施している積立金等を、将来的に本事業で整備した施設に使うことができるということについて、組織として了承を得ていることが条件となります。
- 2 なお、積立計画について、当該施設の修繕および更新等に要する資金を確保できるよう検討し、現実的な計画を策定することが重要であり、積み立てる方法については限定していません。積み立てる方法としましては、例えば、預金などの資産の一部を本事業における積立金とすることや、利益剰余金の一部を充当することも可能です。ただし、どのような積み立て方法においても、当該積立計画が妥当である根拠は必要となります。

## 5 再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）

（問5－1）再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）とは何か。

（答）

- 1 再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県若しくは市町村又はその両方（以下、「都道府県等」という。）が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援するものです。
- 2 また、かさ上げ事業は、
  - ① かさ上げ率を最大10%とする「再編集約・合理化の更なる加速化」（以下、「10%かさ上げタイプ」という。）
  - ② かさ上げ率を最大16.6%とする「再編集約・合理化の更なる加速化の強化」（以下、「16.6%かさ上げタイプ」という。）の2つから選択できます。

（問5－2）再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）の補助率と補助上限いかん。

（答）

- 1 「再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）」の補助率は、「共同利用施設の再編集約・合理化」（以下、「本体事業」という。）の取組の補助対象経費のうち都道府県等が負担する額の1/2以内となります。
- 2 ただし、
  - ① 「10%かさ上げタイプ」は「共同利用施設の再編集約・合理化」の取組の国庫補助金額の1/10
  - ② 「16.6%かさ上げタイプ」は「共同利用施設の再編集約・合理化」の取組の国庫補助金額の1/6が補助上限となります。

（問5－3）再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）を要望するに当たって、成果目標やその他要件はあるのか。

（答）

- 1 成果目標については、「共同利用施設の再編集約・合理化」と同じです。
- 2 ただし、補助上限によって以下の要件が必要となります。
  - ① 「10%かさ上げタイプ」を要望する場合は、本体事業の配分基準における基本ポイント20/30ポイントが必要となります。
  - ② 「16.6%かさ上げタイプ」を要望する場合は、本体事業の配分基準における基本ポイント25/30ポイントかつ地域計画の推進（協力に関する覚書（別紙1参照）又

は地域計画への位置づけ（地域計画の3の任意記載事項において「⑧農業用施設」にチェックが付され、当該施設の取組内容が記載されたもの）が必要になります。

- 3 なお、地域計画の推進に向けた覚書を締結する場合は、主な受益地がある市町村（受益地の過半以上）と取組主体において地域計画の推進に向けた覚書を締結するものとします。
- 4 また、都道府県、市町村において追加的な要件を付している場合もありますので、申請する都道府県、市町村へ御確認ください。

（問5－4）継続案件のうち、2年目以降から再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）のメニューを活用することは可能か。

（答）

- 1 可能です。
- 2 その場合、1年目の本体事業申請時の成果目標ポイント（基本ポイント）が要件を満たしていることが必要です。
- 3 ただし、令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算において、既に1年目の事業計画を実施している取組については、成果目標（基本ポイント）の上方修正を認めていますので、詳細については「基本計画実装・農業構造転換支援事業の継続事業に係る運用について」（7農産第3907号令和7年12月19日付農産局総務課長通知）を確認ください。（別紙2参照）
- 4 なお、2年目以降に嵩上げ事業の活用若しくはタイプの変更を行う場合には、優先採択ではなく、新規事業としてポイントが上位の計画から順に採択することとなります。

（問5－5）共同利用施設の再編集約・合理化のメニューと、要望調査の時期をずらして要望することは可能か。

（答）

「再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）」を要望せず、「共同利用施設の再編集約・合理化」のみで採択された事業について、同年度中に「再編集約・合理化の更なる加速化（嵩上げ事業）」を追加的に要望することはできません。

（問5－6）再編集約・合理化の更なる加速化（かさ上げ事業）に関して妥当性協議は必要か。

（答）

「共同利用施設の再編集約・合理化」と共通で行うため、別途の妥当性協議は不要です。

(問5-7) 都道府県が取組主体の場合、都道府県が再編集約・合理化の更なる加速化(かさ上げ事業)を活用することは可能か。

(答)

出来ません。

(問5-8) 市町村が取組主体の場合、市町村が再編集約・合理化の更なる加速化(かさ上げ事業)を活用することは可能か。

(答)

出来ません。ただし、都道府県が再編集約・合理化の更なる加速化を活用することは可能です。

(問5-9) 複数の市町村が再編集約・合理化の更なる加速化(かさ上げ事業)を実施する方法いかな。

(答)

加速化を行う各市町村から都道府県へ市町村計画を提出する場合又は主の市町村が各市町村の加速化分を集約した上で、主の市町村が市町村計画を都道府県へ提出する場合の実施方法があります。

## 6 その他

### 【土地利用型作物】

(問6-1) 農業法人等が、過去にJAが整備したカントリーエレベーター等の受益地内で、本補助金を活用して新たにライスセンターを整備することは可能か。

(答)

- 1 農業法人等が、JAによるカントリーエレベーター等の利用に関する意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用しないこととしていた場合は、新たにライスセンターを整備することは可能です。
- 2 他方、農業法人等が、JAによる意向調査等において、カントリーエレベーター等を利用することとしていた場合は、原則として、新たにライスセンターを整備することはできません。
- 3 ただし、JAが整備したカントリーエレベーター等が長期間（10年間）を経過し、都道府県として地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる場合は、新たにライスセンターを整備することが可能です。
- 4 なお、いずれの場合においても、農業法人等とJAは、農業法人等がカントリーエレベーター等を有効利用することについて予め相談することとし、JAは農業法人等がカントリーエレベーター等を利用しやすくなるような条件（大口割引、サイロ貸し出し等）を検討することが必要です。  
また、農業法人等が新設するライスセンターの受益地が複数の既存ライスセンター等にまたがる場合、当該農業法人等は該当する全てのカントリーエレベーター等と同様の考え方で整理することとなります。
- 5 このほか、JAは、カントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備することとなった場合においては、新たな利用者を募る等により稼働率が下がらないように努めることが必要とされます。

(参考) 過去に整備したJAのカントリーエレベーター等の受益地内において、農業法人等が新たにライスセンターを整備する場合の考え方

	カントリーエレベーター等の整備後	
	10年未満	10年以上経過
農業法人等が、JAの意向調査でカントリーエレベーター等を利用することとしていた場合	整備できない	整備できる(地域農業の活性化を図る上で必要な整備であると説明できる必要)
農業法人等が、JAの意向調査でカントリーエレベーター等を利用することとしていなかった場合	整備できる	整備できる

(問6-2) 「強い農業づくり総合支援交付金等における穀類の乾燥調製貯蔵施設等の再編利用に伴う複数施設の一体的整備の基本的な考え方等について」の通知は本事業にも適用されるのか。

(答)

適用されません。

## 7 評価関係

(問7-1) 達成状況の考え方いかん。

(答)

- 1 本対策における成果目標は、施設整備を行うことで発揮される効果を指標化したものであり、達成率が100%となることが望ましいです。
- 2 一方で、農業においては天候等の影響を受けやすく、収穫量、販売額等は年度ごとに変動が生じる可能性が高いことから、運用上、目標に対する達成率が90%以上の場合に「達成」として差し支えありません。
- 3 なお、達成率を算定する際は成果目標と同様に小数点第2位を切り捨てとしてください。

(問7-2) 事業評価において、途中年度で目標達成したものの、目標年度において未達成であった場合、目標達成となるか。

(答)

目標年度で判断しますので、問の場合は未達成となります。

(問7-3) 評価報告において、未達成の取組主体に対する対応いかん。

(答)

財産処分制限期間中は成果目標の達成に向けて改善措置を行う必要があります。

(問7-4) 改善措置の対象となる取組主体の考え方いかん。

(答)

目標年度において、成果目標の全部又は一部が達成されていない、その他必要と判断する(導入施設が適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合等)取組主体が対象となります。

(問7-5) 「事業において導入した施設が当初の取組実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない」とはどういった場合か。

(答)

以下の場合です。

- ① 施設等の利用率が70%未満の状況が、3年間継続している場合
- ② 農産物処理加工施設においては、収支率が80%未満の状況が、3年間継続している場合

- ③ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編集約の取組においては、事業により整備した施設の処理数量又は処理経費が当初の取組実施計画に対し、80%未満の状況が3年間継続している場合

(問7-6) 厳格な審査とは何か。

(答)

- 1 同一の取組主体に対し繰り返し支援を行っている状況や、当該取組主体が過去の成果目標を達成していない状態であっても申請（採択）されている状況は、事業の公平性の観点から不適切です。
- 2 そのため、より公平な事業推進を図るため、取組主体が過去に同一の品目・地区において事業を実施している場合、その成果目標が達成している又は達成することが確実であると見込まれるときに、当該事業を活用した新たな取組を実施できることとしています。

(問7-7) 厳格な審査が適用されるのはどのような場合か。

(答)

以下のとおりとします。

(前提) 同一の取組主体が新たに事業を実施する場合

	同一地区	別地区
同一品目	<p>① 過去事業（過去に新基本計画実装・農業構造転換支援事業で支援した事業。以下同じ。）と同じ施設を整備する場合は、<u>成果目標を達成している又は、達成することが確実なときに申請が可能。</u></p> <p>② <u>過去事業と別の施設を整備する場合は、過去事業の実績は関係なし。</u> ただし、過去事業の成果目標が未達である場合は、未達要因が重複しないか等の確認が必要。</p>	<p>過去事業の実績は関係なし（受益者が異なるため）。</p> <p>※ただし、受益地と受益者が重複する施設（ハウス等）の場合は左欄①を適用</p>
別の品目	<p>過去事業の実績は関係なし。</p> <p>ただし、複合品目を栽培しているなど受益者が重複する場合にあって、過去事業の成果目標が未達である場合は、未達要因が重複しないか等の確認が必要。</p>	<p>過去事業の実績は関係なし（受益者が異なるため）。</p>

(問7-8) 過去の事業とはどこまで遡ってみる必要があるのか。

(答)

- 1 改善計画を出している計画を対象とすることを想定しています。
- 2 なお、自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合や社会情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合は、成果目標の変更（品目転換を含む）又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会で妥当と判断された場合は、成果目標の変更又は評価を終了させることが可能であり、評価終了後に新たな事業の実施が可能です。

(問7-9) 過去の成果目標が未達成の案件は、例外なく新たな事業申請ができないということか。

(答)

過去の成果目標が未達成である場合（改善計画を出している場合）や成果目標年度に達していない場合は、その要因や対策を分析して、成果目標を達成することが確実なときには新たな事業申請を認めることとします。

(問7-10) 成果目標の達成が確実と見込めるとはどのように判断するのか。

(答)

都道府県において、成果目標の達成が確実かどうかを客観的事実に基づき判断していただきます。また、国においては、その妥当性について判断することとします。

(問7-11) 同一地区の考え方いかん。

(答)

地区内の受益者が相当数（7割程度）重複する場合、同一地区とみなすこととします。

(問7-12) 「同一品目」について、水稻の場合、主食用、種子用、飼料用（新規需要米）は同一品目とみなされるか。

(答)

- 1 水稻は、稲（新規需要米を除く。）、新規需要米、種子ごとに成果目標が区分されており、また、達成すべき成果目標も異なっています。
- 2 そのため、過去の事業と新たに申請を予定する事業において、対象とする米が上記区分において異なる場合は、成果目標の達成状況は別として評価することが適切であり、稲（新規需要米を除く。）、新規需要米（輸出用米、米粉用米及び飼料用米）、

種子は別の品目として取り扱います。

## 8 事務手続き

(問 8 - 1) 事業着手は、入札公告開始日又は入札日、契約日のいずれかになるのか。

(答)

- 1 事業の着手は入札公告開始日です。ただし、入札や契約を初年度等にまとめて実施する場合、2年度目以降の着手は、当該年度の工事の着工日となります。なお、迅速な手続きによる適正な工期の確保をするため、交付決定前着手届の提出等により、早期執行を可能としていますので、具体的には都道府県（市町村）に御相談ください。
- 2 ただし、入札や契約を初年度等にまとめて実施する場合であっても、2年度目以降の着手日は交付決定又は交付決定前着手届を提出した日以降となります。

(問 8 - 2) 複数年度で事業を実施する場合、業者選定に係る入札を一括で実施してもよいか。

(答)

- 1 複数年事業であっても、補助金自体は単年度毎に申請する必要があるため、年度毎の工事区分を明確にできる場合に限って、一括入札を実施することは可能です。
- 2 なお、一つの施設（内部設備のみを整備する場合も含む。）を複数年で整備する場合に限ります。例えば、1年度目はA施設、2年度目はB施設のように2つの施設に対する整備をする場合には、1年度目にまとめて一括入札することはできません。
- 3 ただし、後年度分の事業実施を確約するものではありませんので、自己責任の範疇で実施してください。

(問 8 - 3) 複数年度で事業を実施する場合、複数年分の一括契約は可能か。

(答)

- 1 工事区分を各年度で分けた上で実施することを契約書等で明記するとともに、工事の着工はそれぞれの年度で実施できる期間で行う旨の契約を行う場合にあっては、一括契約を実施することは可能です。
- 2 なお、一つの施設（内部設備のみを整備する場合も含む。）を複数年で整備する場合に限ります。例えば、1年度目はA施設、2年度目はB施設のように2つの施設に対する整備をする場合には、1年度目にまとめて一括入札することはできません。
- 3 ただし、後年度分の事業実施を確約するものではありませんので、自己責任の範疇で実施してください。

(問 8 - 4) 本補助金について、交付決定前に着手ができるのか。

(答)

- 1 原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 6 条第 1 項の交付の決定を受けた日から着手可能です。
- 2 ただし、すぐに事業に着手したい場合は、割当内示及び要綱別記 1 の第 4 の 2 の (1) の妥当性協議及び割当内示が整った後に要綱別記 1 の第 4 の 3 の (1) のただし書にある別記様式第 5 号「交付決定前着手届」を都道府県知事に提出すると、対外的に事業名を掲げて事業にかかる入札等公告をすることが可能となります。
- 3 また、交付決定前に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるとともに、入札及び開札契約は、交付決定後又は交付決定前着手届の提出後とする必要があります。

(問 8 - 5) 既存施設の財産処分は、いつまでに財産処分を申請している必要があるか。

(答)

原則、交付申請までに申請している必要があります。

(問 8 - 6) 100%同一資本に属するグループ会社が入札に参加する場合、利益相当分を含んだ額で入札するのか、あらかじめ利益相当分を除いた額で入札するのか。

(答)

- 1 入札時点では利益排除を行う必要はありません。
- 2 なお、利益排除とは補助対象外経費とする行為ですので、入札額と契約額が異なることは想定していません。

(問 8 - 7) 取組主体は整備した施設をいつから使用できるのか。

(答)

- 1 事業効果の早期発現を図る等の理由があれば、都道府県のしゅん功検査後であれば、施行業者等との契約の範囲内で施設を使用して差し支えありません。
- 2 ただし、建築基準法や消防法等の関係法令上定めがある場合には当該法令に従ってください。

(問 8 - 8) 複数年度で事業を実施する場合、実施年度の事業が完了していなければ、次年度の継続事業を要望できないのか。

(答)

- 1 原則、事業完了後又は確実に当該年度中に事業が完了する見込みの場合に、次年度の継続事業分の要望が可能です。
- 2 ただし、次年度に実施予定の工事場所が、実施中の工事場所と重複していない場合（別施設の場合等、同時並行で工事ができる場合）は、次年度の継続事業分について要望が可能です。

(問 8 - 9) 複数年度で事業を実施する場合、初年度の事業が年度中に終了した場合、次年度の事業を前倒しして工事を実施してよいか。

(答)

- 1 本事業は単年毎に実施いただく事業に対して支援するものであり、継続事業であっても、次年度に実施する計画を前倒しで取組む場合は補助対象外となります。継続事業に係る次年度の取組は、次年度以降の交付決定後に実施していただく必要があります。
- 2 なお、交付決定前着手届を提出した場合には、交付決定前に着手することは可能ですが、次年度以降の継続事業に係る割当内示及び要綱別記 1 の第 4 の 2 の (1) の妥当性協議及び割当内示が整った後交付決定前着手届の提出が可能となります。

(問 8 - 10) 事業実施状況の報告について、事業の開始年度から目標年度までの間とあるが、開始年度において交付申請内容と同様である場合においても、事業実施状況の報告が必要か。

(答)

- 1 事業実施状況については、事業の開始年度から報告が必要であるものの、事業の開始年度（繰り越した場合も含む）に限り交付申請内容と同様の場合は事業実施状況の報告は不用とする。
- 2 ただし、開始年度の翌年度については、当該報告は必要となる。